

1962年6月18日(第7回)

1. 講義並びに散会時数(午前10時50分~午後12時46分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

4番 佐喜真 恒ゆう	5番 中山 騰 豊	6番 安里 城
7番 堀 間 健一郎	10番 伸 本 正 重	11番 清 朝 信
12番 中 里 幸 功	13番 松 本 朝 宣	14番 山 本 朝 信
15番 天 久 盛 雄	16番 当 山 伸 太 郎	17番 安 次 富
18番 稲 嶺 雄 三	19番 宮 里 敏 行	

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 仲 村 春 篤

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村 長 仲 村 春 篤 助 稲 具 量 真 徳 収 入 稲 仲 村 春 桐
務 譲 長 松 川 正 雄 財 政 譲 長 当 山 善 喜 経 济 譲 長 泽 し 安 一
建 設 譲 長 桑 江 良 郎 水 道 譲 長 奥 里 将 伸

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正雄 書記 星 繁 伊 佐 正 雄

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第14号 1963年度宣野湾村才入才出予算について

議長～出席議員13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。
(午前10時50分)

議長～日程第1, 1963年度宣野湾村才入才出予算についてを議題と致します。本案は議論の段階で繼續審議になつておりましたので質疑に入ります。

13番～村民税について、16,683\$組れているが、計上率を90%見込までているが、どの程度が90%か、前年度で約2万\$未収取があると想思うが、これを減ると90%以下になると思うが当局は努力すると云うことで2万\$も加えて90%計上したのか。

助役～この方は前年度分の90%を見込んであるのであつて滞納は多くは

出してありませんが、現年度においては3,000 \$ 見積つております

13番～この2万\$を含めて見た場合何%になるか。

助 役～滞納額が81.2%，村税全部で87%

13番～2万\$というのは。

助 役～村税全部で25,000\$であります。

13番～滞納額の分であつて、村税全部ではどうか。

助 役～81.2%であります。

前の滞納を3万\$と見越して、81.2%計上している。と申し上げるのは、村民税5,500 \$、固定資産税8,500 \$、事業税9,500 \$ 不動産取得税1,500 \$合計2,500 \$となつておりますので滞納を約3万\$と見越して、約81.2%であります。

13番～61年度決算と比較した場合、90%までは見込んでなかつたが今までのやり方と違つたのか。又どういう方法でやつたのか。

助 役～滞納額については、前年度分が25%，全額において40%の滞納額があるが、決算より1ヶ年づれた状況を見ますと、賦課の状況等から見て決算期までには出来るんじやないかと思います。新にどう云う方法で計上したと云うことではない。

13番～時期的のずれであるとのことです、条例の様に令書を発行出来ないのは色々ありますが、特に村民税の場合は、資料がなかつたので出来ないとのことであつたが、資料を集めることは出来ないのか。

助 役～この方については、自治法を基礎にしてやつていまして、ほとんど町村がやつていますのでこちらだけが出来ないと云う事はあり得ないと思います。

10番～村民税について去年と比較した場合に均等割について75名しかふえてないが、又家屋は相当ふえているがその数は、土地の評価額が相当ふえているが交付税との影響はないか。

助 役～村民税について去年より75名しかふえてないと云う事ですが、去年の実績から、去年は6,064名で予算上は76名ですが実績は136名もふえています。これは自然増を見越して136名ふえていると云うことではない。所得割が相当ふえていると云うことは去年の実績にまた自然増をいくらか残して本年度は去年の実績をおさえてやつているのでそう開きはない。

10番～これは課税客体を充分つかまえてないと云う事になりますが、

助 役～今まで賦課について課税客体のはあくが云々されておりますので今まではそう云う見方になるんじやないかと思う。

10番～移住したものはこれに含まれないのか。

助 役～均等割をもちます。20才以上65才までこの内欠格の何があるわけです。同居の妻については、片方が均等割をもつていれば片方は持たない。

議 長～17番、11番議員の出席を報告致します。

10番～財政課については、多くの数とまではいかないが、やや同じ数であるのか。

助 役～現在においては自然増の分除けばこの分だけと云う事で都市計画の資料にもありました様に1,800名の出生があるが、この段階から来たらそんなになります。

財政課長～家屋の増については、真志喜は含まれんでしたがあれを入れると約1,000件あります。

助 役～土地の評価増となれば交付税と関係します。評価によつてはふえては行かないが、こちらの評価増と云うのは従来宅地でなかつたが、山林、原野からふえて増加すると云う事になり件数がふえるので交付税と関連します。しかし普通政府では宅地の場合1等25セント畠42セント、田で50セント、これだけ評価額を見ていて坪敷まで入れた交付税とは云われません。

13番～事業税で51年度の賦課件数が、今年度は只2件しかふえてないが今年1号線沿いは相当外人がいますので外人商社は教育税など賦課しないとの事で徴収の面もむつかしいと思いますが、当然賦課すべきであるが、外人商社の場合、この2ヵ年までにどれだけふえたか又外人商社はどれだけか。

財政課長～外人商社はそうふえていません。教育税関係は色々今まで問題になつていますが、軍と契約で軍関係で來たんだと云う事で行政課に問い合わせましたが、その返答もありはつきりした何が得られなくて今まで賦課してなかつたが今度から賦課して良いんじやないかと思う。コザ市あたりも賦課しています。

13番～北中城は賦課して成績も良いとの事であるが調査したことがあるか

財政課長～税賦課と同時に徴収に行つてあります。外人商社の場合徴収はほとんどされている。

13番～税賦課外人商社だけの場合、徴収率はどの位いか。

財政課長～80%位い行つております。

13番～課長は増えてないとのことであるが、2ヶ月前と2ヶ月後と法人が
たつた2件しかふえてないのか。

財政課長～未だ賦課しないものもあると思うが、合計年度がいろいろありますので未だ登録してないとか。

13番～もち論職員が少ないと云う事はわかりますが、2ヶ月で2件しかふ
えてないと云う事は調査もれと解して良いか。

財政課長～あるとしても、後2～3ヶ月位しかないんじやないかと思う。1号
線沿いに多くある様に見受けられるが外人でも個人が相当おります

議長～暫休願致します。(午前11時15分)

議長～再開願致します。(午前11時16分)

17番～事業税について、各地域に貸し住宅があるが、個人或は法人もある
が、何れも事業税の対象になると思うが、村として事業税の賦課は
しているか。若ししてない処があればどうしてないか。

助役～法人関係に対しては、果しているが個人に対しては課していない。

17番～個人に課していない根きよについて説明願います。

助役～根きよは未だ出していませんが、今の処課していない。

17番～1件当たりの大体の所得のはあくはしていますか。

助役～今の処、村民税でされています。

17番～個人に課していない根きよについて説明願います。

助役～根きよは未だ出していませんが今の処課していない。

17番～1件当たりの大体の所得のはあくはしていますか。

助役～今の処村民税でされています。

15番～貸住宅は株式と云う事にはなつているが、大体個人所有になつて
いるが、そうなると事業税で課されると思うが、法人組織の中の事業
税として徴収しているか。個人名義の方はどう云う方法でされてい
るか。

助 役～個人の分では事業対象にしてない。

15番～法人の字地沿の賃住宅がほとんど個人になつているが。

議 長～暫休憩致します。（午前11時22分）

議 長～再開致します。（午前11時25分）

10番～家屋は1,000件もふえたと云うが、不動産取得税は1,845\$しか増してないが、これは土地の分も入つておりますね。全部家屋と見てても1件、1,80セント位しか課税されないが、わずか取得額は1件について184\$となるが、これで良いでしようか。

議 長～暫休憩致します。（午前11時24分）

議 長～再開致します。（午前11時39分）

13番～家屋は住家の用に供すのが家屋である。法自体はちゃんと控除されている。住家をもつてゐる人は850\$控除される権利がある。今考へてないと云われるが、法に違反してまで徴収されるか。

財政課長～法には違反してないと思います。政府の見解もたしかめてそうなつております。

13番～政府の見解でそうなつていると云うが、つまりそうなつていると云うことですね。

財政課長～そくなつています。

13番～疑問があれば、疑問がとけるまで保留すべきであつて疑問のままそやると云うのはどうかと思う。

議 長～暫休憩致します。（午前11時42分）

議 長～再開致します。（午前11時50分）

議 長～12番の出席を報告致します。

17番～財産収入の2目の付記について、保健所、郵便局のものであるのか坪数と坪当りいくらであるか。

助 役～使用の開始がずっと前になつていますので、附近のよりいく分安くすると云うことでそくなつています。契約によつてそくなつていますので契約期間中は、そういうふうに契約更新するまではこの通りである。

17番～この契約では賃貸料の更新は出来ないか。

助 役～賃貸料の更新は出来ると思います。

15番～不動産取得税について、100分の1が税額となつてますが、所得額は多いと思うが。

助 役～課税所得額ですから、課税対象になる分である。これは控除額を引いた残りである。

17番～市場使用料の附記に1963年1月付でありますが1月までの収入は入らないが。

議 長～暫休願致します。(午前11時56分)

議 長～再開致します。(午後答時00)

18番～法人の場合減価償却はどうなつているか。

助 役～毎年毎年法定の減価償却をされています。

18番～土地の様な動かないものの減価償却はあるか。

助 役～土地についてはありません。

19番～政府支出金について土木費(3目)について、これはあくまで想定のもとにやつていられるか。又努力することによつて折衝してこれだけは可能だと云う事か。

助 役～経済局関係については内示はないが、或程度村でキヤッチした。土木関係は63年既において是非これだけででもと云う関係でこれだけなければいけないんじやないかと前年度の継続をして行かなければとの関係で難渋得出来ると思う。

19番～当初予算で計上しても躊躇されたと云う場合がございましたし、その面においては、それ相当の対策をもつて望まないと施行に当つて困ると思うがその状況はどうか。

助 役～その点については予算計上した以上は獲得して施行していくべきだと思います。

17番～補助金に關連致しまして、失対策事業についてこれは村独自で計画を立ててこれを申請してやつているか。無計画のままに政府補助金としてくれるのが。

助 役～政府の施策にまつより外にないと思う。それは普通の土木補助金の様に工事の補助でなく失業者の就労事業であり、それは政府負担でありますので政府予算でやらなければいけないが、しかし計上された以上は、60年度は政府から割当が来たが、61年度は災害復興工事にまわされ、ほとんどが民政府補助でありますので、それで災害土木工事によつて失業者を就労させると云う条件づきの工事になりましたので市町村の行う失効事業費としては出なかつた。62年度においては4期半期からずつと割当てられていて、各期間において各期間ほとんど追加更正でやつているが、本年度は62年の実績からしましてもこれだけの人員をきゆう取しなければいけないと想あくまで失業者を就労させると云う事で立てるのは村独自でやりますので予算計上して事業の内容をきめて行きたい。

17番～補助額はどうか、5,350 \$とあるが、

助 役～これだけの人員を割当ててもらうわけで就労人員を対象にして、それに見合う金額であります。政府の指示もそうなつております。

17番～労務賃金であるが、村としてこれだけの事業をやろうとの事で計画して割当てられるか、又政府がこちらの失業者を調査して、それによつて割当られるのか。

助 役～村が計画しても失業者がいないともらえないで普通の工事補助金とは違うわけです。

総務課長～職業で失効者を調査して、そのキャッチした総数を各半期に失業対策費を割当てて来ますので市で仕事を計画します。

17番～民政府補助の消防庁舎建築資金が計上されているが、場所を指定して補助するか。都市計画とも関連して場所を替えた場合もらえないかどうか。

助 役～その面については、はつきりした答えは出ていません。現段階では場所はこちらであると申請はしていますが現場はちらついている。

17番～場所にはこらわらずに一応は、ここで造りますから補助金をもいますという事であるが。

助 役～その方は別に確答は得ていません。外に造つてもこれだけくれるかと云う確答は得ません。

17番～村としては見てもらった場所でやると云うことでこれだけの額か。

助 役～現段階ではそうであります。

17番～賃給金の件で2,000\$となつていますが、今市費格付防庁舎建築資金に各々1,000\$計上されているがどういう方々を対象にしてこのねん出を考えているか。

助役～一體向てもよいし、今の処どう云うふうにしようと云うふうな何は考えておりません。

議長～暫休憩致します。（午後零時15分）

議長～再開致します。（午後零時45分）

議長～本案は質疑の段階で終続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～本日の全日程が全部終了致しましたので、これを以つて終ることに致します。尚午後からは各委員会とも付託された案件の審議をお願いします。明日の本会議は午前10時より再開致します。

議長～***散会***（午後零時46分）